

富良野都市計画景観地区の決定（富良野市決定）

都市計画北の峰景観地区を次のように決定する。

名 称	北の峰景観地区													
面 積	約 235ha													
地区の区分	名 称	スキー場山麓地区												
	面 積	約 189ha（保安林の区域の面積約 0.3ha を含まない。）												
建築物の形態意匠の制限	<p>1 建築物の屋根及び外壁の色彩は、マンセル表色系に掲げる色相ごとに、次の表に掲げる彩度を超える色彩を、外壁及び屋根の各立面の見付面積の 1/5 を超えて使用しないこと。ただし素材色で、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた部分はこの限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="454 694 1284 929"> <thead> <tr> <th>マンセル表色系による色相</th> <th>色の彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R（赤）</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>Y R（黄赤）</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>Y（黄）</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>B（青）</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		マンセル表色系による色相	色の彩度	R（赤）	8	Y R（黄赤）	8	Y（黄）	6	B（青）	4	上記以外の色相	4
マンセル表色系による色相	色の彩度													
R（赤）	8													
Y R（黄赤）	8													
Y（黄）	6													
B（青）	4													
上記以外の色相	4													
建築物の高さの最高限度	—													
建築物の敷地面積の最低限度	—													

名 称	北の峰景観地区													
面 積	約 235ha													
地区の区分	名 称	森林文化地区												
	面 積	約 9.7ha（保安林の区域の面積約 0.77ha を含まない。）												
建築物の形態 意匠の制限	<p>1 建築物の屋根及び外壁の色彩は、マンセル表色系に掲げる色相ごとに、次の表に掲げる彩度を超える色彩を、外壁及び屋根の各立面の見付面積の 1/5 を超えて使用しないこと。ただし素材色で、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた部分はこの限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="454 481 1284 716"> <thead> <tr> <th>マンセル表色系による色相</th> <th>色の彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>B (青)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		マンセル表色系による色相	色の彩度	R (赤)	8	Y R (黄赤)	8	Y (黄)	6	B (青)	4	上記以外の色相	4
マンセル表色系による色相	色の彩度													
R (赤)	8													
Y R (黄赤)	8													
Y (黄)	6													
B (青)	4													
上記以外の色相	4													
建築物の高さの最高 限度	<p>1 建築物の高さの最高限度は、20mとする。</p> <p>2 建築物の各部分の高さは、当該部分から敷地境界線までの水平距離に 1.5 を乗じて得られたものに 10mを加えた高さ以下とする。</p> <p>3 建築物の各部分の高さは、敷地境界までの水平距離の規定による高さの算定については、当該敷地境界部分からの高さとする。</p> <p>4 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 1/8 以内の場合においては、その部分の高さは、5 mまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p>													
建築物の敷地面積の 最低限度	—													

名 称	北の峰景観地区													
面 積	約 235ha													
地区の区分	名 称	下御料地区												
	面 積	約 36ha（保安林の区域の面積約 0.8ha を含まない。）												
建築物の形態 意匠の制限	<p>1 建築物の屋根及び外壁の色彩は、マンセル表色系に掲げる色相ごとに、次の表に掲げる彩度を超える色彩を、外壁及び屋根の各立面の見付面積の 1/5 を超えて使用しないこと。ただし素材色で、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた部分はこの限りではない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>マンセル表色系による色相</th> <th>色の彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R（赤）</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>Y R（黄赤）</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>Y（黄）</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>B（青）</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		マンセル表色系による色相	色の彩度	R（赤）	8	Y R（黄赤）	8	Y（黄）	6	B（青）	4	上記以外の色相	4
マンセル表色系による色相	色の彩度													
R（赤）	8													
Y R（黄赤）	8													
Y（黄）	6													
B（青）	4													
上記以外の色相	4													
建築物の高さの最高 限度	<p>1 建築物の高さの最高限度は、20mとする。</p> <p>2 建築物の各部分の高さは、当該部分から敷地境界線までの水平距離に 1.5 を乗じて得られたものに 10mを加えた高さ以下とする。</p> <p>3 建築物の各部分の高さは、当該部分から道路の路面中心までの水平距離に 1.5 を乗じて得られた高さ以下とする。</p> <p>4 建築物の各部分の高さは、敷地境界までの水平距離の規定による高さの算定については、当該敷地境界部分からの高さとし、道路までの水平距離の規定による高さの算定については、道路の路面の中心からの高さとする。</p> <p>5 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 1/8 以内の場合においては、その部分の高さは、5 mまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p>													
建築物の敷地面積の 最低限度	<p>1 建築物の敷地面積の最低限度は 350 m²とする。</p>													

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

北の峰地区における雄大な自然景観及び良好な森林環境を保全するため、自然環境と調和しないおそれのある建築物を規制し、本市を代表する観光リゾート地としての景観形成に寄与する良質な建築物を誘導することにより、森林と一体となった景観と環境の保全・形成を図り、本景観地区を定める。